

個人サンプリング法：作業環境管理のための測定の先行導入

環境・健康

作業環境中の有害物質の濃度管理のための測定として、日本では作業環境濃度の測定〔場の測定〕（A・B測定）が行われていますが、この場の測定（A・B測定）では適切な作業環境の評価とならない場合があります。

このような状況を踏まえ、個人サンプラーの特性が特に発揮できる作業について、個人サンプリング法による作業環境管理のための作業環境測定（C・D測定）が先行導入されました。

低濃度特定化学物質及び鉛に係る作業

有害性が高く管理濃度が低い物質を取り扱う作業であって、作業者の動きにより呼吸域付近の評価結果がその他の作業に比べて相対的に大きく変動すると考えられる作業。

〔管理濃度 $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ （相当）以下の物質〕

※ベリリウム及びその化合物、砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）

3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノフェニル、オルトーフタロジニトリル、コバルト及びその無機化合物、水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く）、五酸化バナジウム、トリレンジイソシアネート、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びクロム酸塩、重クロム酸及び重クロム酸塩、鉛及びその化合物、インジウム化合物

塗装作業等有機溶剤等の発散源が一定しない作業

有機溶剤等に係る測定のうち、塗装作業等有機溶剤等の発散源の場所が一定しない作業が行われる単位作業場所で行われる測定。

※「有機溶剤等」とは、有機溶剤及び特別有機溶剤をいう。

※「塗装作業等」の「等」には、発散源が作業に従事する労働者とともに移動し、当該発生源と当該労働者の間に定置式の試料採取機器等を設置することが困難な作業が含まれる。

先行導入（令和3年4月1日）以降、個人サンプリング法の対象物質が追加されています。

kes サポート

目的	課題	kesサポート
把握	作業環境への有害物の発散状況	作業環境測定
	作業者の有害物のばく露状況	個人ばく露モニタリング
	既設の局所排気装置の性能	局所排気装置性能検査
改善	作業環境への有害物の発散抑制	排・換気設備の改善・設置
	有害物の体内侵入防止	呼吸用保護具、保護手袋等の使用
教育	有害物取扱い作業者の衛生意識の向上	労働衛生教育